

各種認定制度に関する申し合わせ事項

平成 21 年 10 月 8 日制定	平成 23 年 8 月 30 日改定	平成 24 年 8 月 28 日改定	平成 25 年 2 月 10 日改定	平成 25 年 8 月 28 日改定
平成 21 年 10 月 8 日施行	平成 23 年 8 月 30 日施行	平成 24 年 8 月 28 日施行	平成 25 年 2 月 10 日施行	平成 25 年 8 月 28 日施行
平成 26 年 5 月 14 日改定	平成 26 年 8 月 27 日改定	平成 27 年 10 月 30 日改定	平成 28 年 5 月 1 日改定	平成 28 年 8 月 22 日改定
平成 26 年 5 月 14 日施行	平成 26 年 8 月 27 日施行	平成 27 年 10 月 30 日施行	平成 28 年 5 月 1 日施行	平成 28 年 8 月 22 日施行
平成 29 年 1 月 21 日改定	平成 29 年 5 月 7 日改定	平成 30 年 5 月 6 日改定	平成 30 年 8 月 19 日改定	平成 31 年 1 月 14 日改定
平成 29 年 1 月 21 日施行	平成 29 年 5 月 7 日施行	平成 30 年 5 月 6 日施行	平成 30 年 8 月 19 日施行	平成 31 年 1 月 14 日施行
令和元年 7 月 11 日改定	令和元年 8 月 18 日改定	令和元年 10 月 25 日改定	令和 2 年 10 月 9 日改定	令和 2 年 12 月 2 日改定
令和元年 7 月 11 日施行	令和元年 8 月 18 日施行	令和元年 10 月 25 日施行	令和 2 年 10 月 9 日施行	令和 2 年 12 月 2 日施行
令和 4 年 5 月 12 日改定	令和 4 年 8 月 18 日改定	令和 5 年 1 月 26 日改定	令和 5 年 8 月 18 日改定	令和 5 年 10 月 6 日改定
令和 4 年 5 月 12 日施行	令和 4 年 8 月 18 日施行	令和 5 年 1 月 26 日施行	令和 5 年 8 月 18 日施行	令和 5 年 10 月 6 日施行
令和 6 年 1 月 8 日改定	令和 7 年 5 月 11 日改定	令和 7 年 10 月 10 日改定	令和 8 年 1 月 12 日改定	
令和 6 年 1 月 8 日施行	令和 7 年 5 月 11 日施行	令和 7 年 10 月 10 日施行	令和 8 年 1 月 12 日施行	

I. 歯科麻酔指導医・歯科麻酔学指導施設について

歯科麻酔指導医・歯科麻酔学指導施設申請書類一式

I - 1. 歯科麻酔指導医・歯科麻酔学指導施設認定申請について

I - 1 - 1) 歯科麻酔学指導施設認定申請書

I - 1 - 2) 歯科麻酔指導医履歴書

I - 1 - 3) 日本歯科麻酔学会歯科麻酔専門医認定証または一般社団法人日本専門医機構もしくは
公益社団法人日本麻酔科学会が発行した麻酔科専門医認定証（写し）

I - 1 - 4) 申請施設に関する報告書

I - 1 - 5) 公益法人日本麻酔科学会の認定する麻酔科認定病院（以下「麻酔科認定病院」という）
としている場合、その麻酔科認定病院の一覧表（2026 年 7 月 1 日以降に認定または更新される指導施設）

* 申請書類作成上の注意事項

* 1. 歯科麻酔学指導施設認定申請書について

- 1) 「申請施設名」には施設名とあわせて診療科名も記載する。
- 2) 歯科麻酔指導医名は申請者名を記載する。
- 3) 機関責任者は病院長もしくは当該施設の長とする。

* 2. 歯科麻酔指導医履歴書について

- 1) 記入欄が不足する場合は、必要部数をコピーして使用する。
- 2) 申請までの 5 年間で、麻酔関連論文 3 編以上必要である。但し、内 1 編は日本歯科麻酔学会

雑誌、Anesthesia Progress、またはJournal of Dental Anesthesia and Pain Medicine掲載論文である必要があり、また内1編は筆頭論文である必要がある。

- 3) 麻酔関連学術大会での発表が3題以上必要である。但し、内1編は日本歯科麻酔学会学術集会での筆頭発表である必要がある。
- 4) 申請までの5年間で、指導症例と担当症例あわせて500症例以上の全身管理症例の経験がある。
- 5) 症例について管理方法が重複する場合は、主たる管理方法でカウントする。
- 6) 歯学部学生・歯科研修医に対する100時間以上の歯科麻酔学に関する講義および実習経験があること。
- 7) 3名以上の認定医あるいは歯科麻酔専門医資格の取得に関わる指導・教育経験を有していること

I-2. 日本歯科麻酔学会歯科麻酔専門医認定証または一般社団法人日本専門医機構もしくは公益社団法人日本麻酔科学会が発行した麻酔科専門医認定証について

I-2-1) 「申請施設に関する報告書（その1）」：申請時点から遡って過去5年間に5編以上の歯科麻酔学に関連した学術論文が必要である。但し、内2編以上は日本歯科麻酔学会雑誌もしくはAnesthesia Progress掲載論文である必要がある。また、業績は、施設所属者のものに限る。

I-2-2) 「申請施設に関する報告書（その2-1）」：薬品名は、日本語で記入すること。英語表記ならびに英語での省略表記は認めない。

I-2-3) 「申請施設に関する報告書（その2-2）」：救急蘇生の研修が定期的かつ継続的に実施され、リスクマネジメントシステムが構築されていること。

I-3. 連携している麻酔科認定病院の一覧表について（2026年7月1日以降に認定される施設）

I-3-1) 連携している麻酔科認定病院、住所、代表麻酔科専門医を記載すること

I-3-2) 2026年7月1日以降は、麻酔科認定病院の一覧表の提出をもって当該歯科麻酔学指導施設と記載の麻酔科認定病院との連携を認める。

I-3-3) 連携している麻酔科認定病院の一覧表に変更があった場合は、隨時提出すること。

I-4. 歯科麻酔指導医・歯科麻酔学指導施設更新申請について

I-4-1) 歯科麻酔学指導施設更新申請書

I-4-2) 歯科麻酔指導医履歴書

I-4-3) 日本歯科麻酔学会歯科麻酔専門医認定証または一般社団法人日本専門医機構もしくは公益社団法人日本麻酔科学会が発行した麻酔科専門医認定証（写し）

I-4-4) 申請施設に関する報告書

I-4-5) 公益法人日本麻酔科学会の認定する麻酔科認定病院（以下「麻酔科認定病院」という）と連携している場合、その麻酔科認定病院の一覧表（2026年7月1日以降に更新される施設）

*申請書類作成上の注意事項

* 1. 歯科麻酔学指導施設更新申請書について

- 1) 「申請施設名」には施設名とあわせて診療科名も記載する。
- 2) 歯科麻酔指導医名は申請者名を記載する。
- 3) 機関責任者は病院長もしくは当該施設の長とする。

* 2. 歯科麻酔指導医履歴書について

- 1) 記入欄が不足する場合は、必要部数をコピーして使用する。
- 2) 申請までの5年間で、日本歯科麻酔学会雑誌、Anesthesia Progress、またはJournal of Dental Anesthesia and Pain Medicine掲載論文があること。
- 3) 申請までの5年間で、麻酔関連学術大会での発表があること。
- 4) 申請までの5年間で、指導症例と担当症例あわせて500症例以上の全身管理症例の経験があること。
- 5) 症例について管理方法が重複する場合は、主たる管理方法でカウントする。
- 6) 申請までの5年間で、歯学部学生・歯科研修医に対して、歯科麻酔学に関する講義および実習経験があること。
- 7) 申請までの5年間で、認定医あるいは歯科麻酔専門医資格の取得に関わる指導・教育経験を有していること。

* 歯科麻酔指導医の交代時の注意事項

- 1) 定年等で、あらかじめ当該の歯科麻酔学指導施設を辞することが明らかな場合、事前に専門医審査委員会に報告するとともに、歯科麻酔学指導施設資格を継続するための後任者の申請を行う必要がある。
- 2) 施設の更新時以外の歯科麻酔指導医交代の場合には、歯科麻酔学指導施設認定申請書、歯科麻酔指導医履歴書ならびに日本歯科麻酔学会歯科麻酔専門医認定証もしくは公益社団法人日本麻酔科学会麻酔科専門医認定証の写しを提出するものとする。但し、歯科医育機関に属する大学病院等で歯科麻酔科またはそれに相当する診療部門に所属する指導医については、歯科麻酔指導医履歴書の内、「その5」から「その7」については免除される。

II. 研修施設・準研修施設について

研修施設・準研修施設申請書類一式

II-1. 研修施設・準研修施設申請書類について

II-1-1) 研修施設の指導者について

研修施設・準研修施設に関する規則第2条第1項に規定する研修施設の指導者は、歯科麻酔専門医とする。但し、公益社団法人 日本麻酔科学会が認定している麻酔科認定病院においては、当該施設の代表麻酔科専門医が指導者となることができる。

II-1-2) 準研修施設の指導者について

研修施設・準研修施設に関する第3条第1項に規定する準研修施設の指導者は、歯科麻酔専門医とする。

II-2. 研修施設の認定申請書について

II-2-1) 病院の場合は、「申請施設名」に施設名とあわせて診療科名も記載する。

但し、施設の認定は診療科単位ではなく施設単位とする。

II-2-2) 機関責任者は病院長もしくは当該施設の指導者とする。

II-3. 準研修施設の認定申請書について

II-3-1) 病院の場合は、「申請施設名」に施設名とあわせて診療科名も記載する。

但し、施設の認定は診療科単位ではなく施設単位とする。

II-3-2) 機関責任者は病院長もしくは当該施設の指導者とする。

II-4. 指導者履歴書について

II-4-1) 施設に関する会報等の紹介記事がある場合は、指導者履歴書に添えて提出する。

II-4-2) 記入欄が不足する場合は、必要部数をコピーして使用する。

II-5. 医療機関に関する報告書について

II-5-1) 症例数は直近1年間の実数を記載する。

II-5-2) 薬品名は、日本語で記入すること。英語表記ならびに英語での省略表記は認めない。

II-6. 研修施設・準研修施設 指導体制証明書

II-6-1) 症例数は直近1年間の実数を記載する。

II-6-2) 症例について管理方法が重複する場合は、主たる管理方法でカウントする。

*歯科麻酔指導医・歯科麻酔専門医等の交代時の注意事項

定年等で、あらかじめ当該の施設を辞することが明らかな場合、事前に専門医審査委員会に報告するとともに、資格を継続するための後任者の申請を行う必要がある。なお、その際「各認定申請書」、「指導者履歴書」を届出し、再申請しなければならない。

*研修施設および準研修施設以外における症例についての注意事項

認定された研修施設および準研修施設以外における症例については、然るべき指導者のもとで適切な指導を受けたことが証明される場合、認定医申請症例として認められることがある。その承認は認定医審査委員会で行う。但し、歯科麻酔専門医申請症例としては認められない。

*準研修施設の新規申請についての注意事項

令和7年10月10日以降は、指導者が非常勤の施設からの準研修施設の新規申請は認めない。

III. 歯科麻酔専門医申請について

歯科麻酔専門医申請書類一式

III-1. 歯科麻酔専門医申請について

III-1-1) 麻酔研修証明書および研修内容証明書ならびに研修派遣証明書

申請の時点で、継続して5年以上本学会正会員で、かつ歯科麻酔科分野の業務に5年以上研修している必要がある。ここでいう研修とは歯科麻酔科研修を週3日以上行っていることを指す。また、5年間の歯科麻酔科分野への研修期間を終えて、歯科麻酔科研修していない期

間が3年未満であれば、歯科麻酔専門医への申請資格を有する。

なお、歯科麻酔学指導施設における歯科麻酔学指導医による指示、許可を得ての医科麻酔科研修は、最長2年6か月までを、5年間の研修の一部として認める。

III-1-2) 麻酔研修証明書は、歯科麻酔学指導施設における指導者（歯科麻酔指導医）が「申請者が歯科麻酔科研修を行っていることを証明する」もので、必須である。

III-1-3) 研修派遣証明書は、歯科麻酔学指導施設における歯科麻酔指導医の指導の下、研修の一環として、当該の歯科麻酔学指導施設以外の施設で歯科麻酔科研修を行っている場合に使用するもので、当該の歯科麻酔指導医に証明を受ける必要がある。

III-1-4) 研修期間中に所属先を変更した場合は、施設ごとの書類が必要となる。

III-1-5) 研修内容証明書は、歯科麻酔学指導施設以外の施設における研修内容を担保するためのもので、麻酔研修証明書に加え、別途、当該施設の長に証明を受ける必要がある。但し、当該施設で歯科麻酔科研修を行っている場合で、その業務を研修歴に含める場合は、前述の研修派遣証明書の提出が必要となる。

したがって、歯科麻酔学指導施設のみで歯科麻酔科研修を行った場合は提出がなくてよい。

III-1-6) これら証明書で証明されない期間の症例、また歯科麻酔指導医の指導、指示とは無関係に行った症例の歯科麻酔専門医申請への提出は認められない。

但し、研修歴を5年以上有するものが、5年経過後に歯科麻酔指導医の指導、指示と無関係に歯科麻酔科研修を行っている場合は、その症例は有効となる。

III-1-7) 各種証明書は、申請を希望する試験の実施年度に発行されたものが有効となる。

III-1-8) 医科麻酔科研修の研修内容証明書には、当該施設での研修が、医科診療科が担当した手術の麻酔、もしくは歯科・口腔外科が担当した手術の麻酔に限ったものなど、指導者が研修内容について記載する必要がある。

III-1-9) 業績目録について

学術集会への参加業績は20単位以上、学会発表または論文発表業績は30単位以上である必要がある。

学術集会への参加業績20単位の内、10単位は本学会の学術集会への参加単位を含んでいる必要がある。学会発表・論文発表業績30単位の内、10単位は筆頭者として、本学会の学術集会での学会発表または日本歯科麻酔学会雑誌、Anesthesia Progress、またはJournal of Dental Anesthesia and Pain Medicineでの論文発表である必要がある。

III-1-10) 学会出席

- ① 出席を証明できるものをあわせて提出する。
- ② 症例とは異なり過去5年の縛りはなく、入会後の出席であれば業績として認められる

III-1-11) 学会発表

- ① 入会以降において発表した歯科麻酔学に関連するものを記入する。
- ② 日本歯科麻酔学会学術集会以外の発表については抄録のコピーをあわせて提出する。
- ③ 症例とは異なり過去5年の縛りはなく、入会後の発表であれば業績として認められる

III-1-12) 論文

入会以降に日本歯科麻酔学会雑誌、Anesthesia Progress、もしくはJournal of Dental Anesthesia and Pain Medicine、またはこれに準ずる雑誌に発表したもの（共著可）のみを、下記の要点に沿って記入する。

- ① 論文は書類審査の時点で既に発行されている雑誌に掲載されたものに限る。但し、日本歯科麻酔学会雑誌・Anesthesia Progress、または Journal of Dental Anesthesia and Pain Medicine については、アクセプトされ、掲載予定 (in press) の論文についても業績として認める。但し、in press の場合は、必ず掲載を証明する書類（掲載証明書もしくは、それと同等の文書）および当該論文データを印刷したものを添付する。また、投稿中の論文は認められない。
- ② 解説・記事等は認められない。
- ③ 日本歯科麻酔学会雑誌、Anesthesia Progress、および Journal of Dental Anesthesia and Pain Medicine 以外の雑誌の論文業績については別刷等（コピー可）を提出する。
- ④ 大学で発行している学術雑誌についてはレフェリー制度を要するものについてのみ1編が認められる。
- ⑤ 症例とは異なり過去5年の縛りはなく、入会後の論文であれば認められる。
- ⑥ Anesthesia Progress は、機関誌化した2015年1号(62巻1号)に掲載されたものから業績として有効となる。
- ⑦ Journal of Dental Anesthesia and Pain Medicine は、機関誌化した2025年8月3日以降に掲載予定 (in press) になったものから業績として有効となる。

III-1-13) 一般社団法人日本歯科専門医機構が定める共通研修単位

一般社団法人日本歯科専門医機構の定める共通研修の単位を取得する必要がある。取得単位については付則第2条に記載の単位を満たさなければならない。

III-1-14) 学会における活動、地域歯科医療における活動

麻酔業務および全身管理への関与状況を中心に記入すること。地域歯科医療における活動については必ずしも記入する必要はない。なお、学会とは、本学会学術集会（リフレッシャーコース含む）および関連学会を指す。

III-1-15) 全身麻酔・全身管理症例一覧表、疼痛治療症例一覧表

- ① 研修期間の5年間に、歯科麻酔科研修として担当あるいは指導した全身麻酔症例または全身管理（精神鎮静法、有病者歯科治療時の管理、救急処置および心肺蘇生法等）および疼痛治療症例のうち総計500例を記載する。なお、備考欄にはその方法を実施した適応等について記載すること。
但し、提出症例500例すべてを、疼痛治療症例で提出することは認められない。
また、2026年7月1日以降に、研修施設以外の麻酔科認定施設で、連携施設の一覧表にない施設で研修した症例は、歯科麻酔専門医申請症例としては認められない。
- ② 提出症例数は1年間ごとに均一である必要はないが、一定期間に極端に偏ってはいけない。提出症例の認否については専門医審査委員会にて審議される。
- ③ 歯科専門医制度細則第11条に定める「特定の理由」によって、継続した過去5年間で500症例が提出できない場合であっても、専門医審査委員会で認められれば、資格審査を受けられる。但し、その理由については歯科麻酔指導医による証明書が別途、提出される必要があり、また5年以上の本学会正会員歴、通算5年以上の歯科麻酔科研修歴、さらに通算500例以上の提出症例を有していなければならない。
- ④ 全身麻酔を含む全身管理症例は、すべて専門医審査委員会の要請に応じて管理記録が提出され得るものであり、また疼痛治療症例にあっては症例供覧し得る記録を有するもの

とする。

- ⑤ 認定医申請時に提出した症例を提出することは可能であるが、研修している期間以外の症例は認められない。
- ⑥ 歯科麻酔学指導施設における卒後臨床研修の症例は、専門医申請時の提出症例としては認められる。但し、卒後臨床研修1年目は歯科麻酔科研修期間には含まれない。
- ⑦ 申請者を含め指導者が複数いる症例は、申請者が主たる指導者として関与したのであれば、専門医申請の症例として認められる。
- ⑧ 同一患者に複数回の全身麻酔・全身管理を行った場合は、それぞれをひとつの症例として提出することができる。
- ⑨ 実施施設名は、「施設名」に○○大学○○学部病院歯科麻酔科／麻酔科、○○病院歯科麻酔科／麻酔科と記入し、「手術担当診療科名」に歯科口腔外科、障害者歯科（医科麻酔科研修の症例を提出する場合は、医科の診療科名）を記入する。
- ⑩ 備考欄は、合併症、緊急手術、低血圧麻酔など、必要に応じて特記事項を記入する。
特に特記事項の無い症例については、「特記事項無し」と記入し、空欄が生じないようにする。
- ⑪ 症例番号は、症例期日にしたがって通し番号とし、年月日は、麻酔もしくはペインクリニック施行年月日とする。

III-1-16) 専門医研修カリキュラムの評価シートおよび実技試験合格証明書の提出について

- ① 歯科麻酔専門医基本研修修了評価シートおよび歯科麻酔専門医研修修了実技評価シート「基本研修」、「全身麻酔」、「静脈麻酔および精神鎮静法」、「全身管理」ならびに「救急蘇生」の5項目について歯科麻酔専門医基本研修修了評価シートおよび歯科麻酔専門医研修修了実技評価シートを用いて、歯科麻酔指導医による評価を受ける必要がある。
なお、研修内容証明書で証明された歯科麻酔学指導施設以外の施設での業務についても含めた評価が必要となる。
- ② 実技・シミュレータによる試験合格証明書
 - ①の歯科麻酔専門医研修修了実技評価シートをもとに「全身麻酔」、「静脈麻酔および精神鎮静法」、「全身管理」ならびに「救急蘇生」の4項目について歯科麻酔指導医による合格証明を受ける必要がある。
なお、①と同様に研修内容証明書で証明された歯科麻酔学指導施設以外の施設での業務についても含めた評価が必要となる。

III-1-17) 症例報告書および麻醉記録の提出について

- ① 専門医申請時の500症例の中から周術期管理が困難であった症例（5症例）について、別紙1-1に示す書式でA4の用紙1枚にまとめ、麻醉チャートと共に提出する。但し、医科麻酔症例は不可とする。
- ② 疼痛治療症例を申請時の症例に加える場合は、その症例について、別紙1-2のような文書を添えること。なお、その文書に「症例のタイトル」と「考察」を付け加えることにより、①の症例報告書に代えることが可能である。

III-1-18) AHA-ACLSプロバイダーコース受講修了証明書（複写）

申請する年の5年前の4月1日から申請する年の3月31日までに受講しているものが有効となる。AHA認定ACLSプロバイダーカードをA4サイズの用紙にコピーし提出する。

また、上記の期間内に発行されたAHA—ACLSプロバイダーカード（複写）により、上記受講証明書（複写）に代えることができる。

III-1-19) 麻酔記録の提出

症例一覧表に記載した症例については、すべての症例の麻酔記録の電子データ（PDF）を提出すること。

また、「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン」により、麻酔の責任担当者は、研修指導者であり、麻酔記録上の筆頭者となることが定められているため、研修先施設の都合上、研修歯科医師が筆頭者となるような場合は、研修指導者による理由書もあわせて提出すること。

III-2. 歯科麻酔専門医の更新について

III-2-1) 業務内容証明書

歯科麻酔学指導施設以外の施設で歯科麻酔科分野に従事している場合に提出し、施設が複数にわたる場合、施設ごとの証明書を要す。

但し、歯科麻酔学指導施設での勤務が週に3日未満の場合で、当該施設の症例を更新時に提出する場合も、業務内容証明書を使用するものとする。

III-2-2) 全身麻酔・全身管理症例一覧表疼痛治療症例一覧表について

- ① 臨床実績として、最小250例、最大500例が単位として認められる。
- ② 申請時から遡って最近5年間に担当あるいは指導した全身麻酔症例または全身管理（精神鎮静法、有病者歯科治療時の管理、救急処置および心肺蘇生法等）および疼痛治療症例を記載する。
- ③ 提出症例は、5年間の合計でよい。提出症例数は1年間ごとに均一である必要はないが、一定期間に極端に偏ってはならない。提出症例の認否については専門医審査委員会にて審議される。
- ④ 医科症例は、更新時には提出症例としては認められない。

III-2-3) 更新時の業績について

- ① 歯科麻酔専門医制度施行細則第10条に関わる研修単位61単位のうち、別表に定めるところにより算出した区分ごとに下記の単位を取得する必要がある。
 - ・参加実績と学術業績をあわせて 最小30単位
 - ・日本歯科麻酔学会学術集会参加単位20単位以上
 - ・臨床実績 最小5単位、最大10単位
 - ・麻酔科領域講習 最小16単位
- ② 一般社団法人日本歯科専門医機構別表に定める共通研修の単位が、別表に定めるところにより算出した単位数で付則に記載の単位を満たさなければならない。
- ③ 口頭あるいはポスターにおける共同発表、また論文（短報可）における共著は認められる。
- ④ 更新申請時に、学術集会発表では抄録の、論文発表では冒頭ページのコピーをあわせて添付する。
- ⑤ Anesthesia Progress は、機関誌化した2015年1号（62巻1号）に掲載されたものから業績として有効となる。
- ⑥ Journal of Dental Anesthesia and Pain Medicine は、機関誌化した2025年8月3

日以降に掲載予定 (in press) になったものから業績として有効となる。

- ⑦ 本学会別表に定める単位と一般社団法人日本歯科専門医機構別表に定める単位について
は重複も認められる。

III-2-4) AHA-ACLSプロバイダーコース受講修了証明書（複写）

AHA認定ACLSプロバイダーカードをA4サイズの用紙にコピーし提出する。また、上記の期間内に発行されたAHA-ACLSプロバイダーカード（複写）により、上記受講証明書（複写）に代えることができる。

IV. 認定医申請・更新について

認定医申請書類一式

IV-1. 認定医試験申請書類

IV-1-1) 認定申請書

IV-1-2) 履歴書

IV-1-3) 研修証明書

IV-1-4) 歯科麻酔認定医申請許可書

IV-1-5) 研修カリキュラム履修細目

IV-1-6) 症例数一覧表およびその麻醉記録

全身麻醉症例と静脈内鎮静法に関する症例一覧表および症例一覧表に対応する麻醉記録の提出が必要となる。

歯科医師の医科麻酔科研修のガイドラインが改定となった2009年4月1日以降の医科麻酔症例を申請する場合は、ガイドラインに沿った医科麻酔科研修を行っていることを証明する書類が必要となる。

IV-1-7) 歯科麻酔に関する業績目録 (論文用)

(日本歯科麻酔学会雑誌、Anesthesia Progress、またはJournal of Dental Anesthesia and Pain Medicineへの掲載論文のうち一編の別刷等一部を添付する（複写可）)

歯科麻酔に関する業績目録 (学会発表用)

IV-1-8) 歯科医師または医師免許証 (複写)

なお認定申請料（別に定める）を添えて提出する。

IV-1-9) AHA-BLSヘルスケアプロバイダーコース受講修了証明書（複写）

申請する年の5年前の6月1日から申請する年の5月31日までに受講しているものが有効となる。AHA認定BLSヘルスケアプロバイダーカードをA4サイズの用紙にコピーし提出する。また、上記の期間内に発行されたAHA-ACLSプロバイダーカードまたはAHA-BLSインストラクターカード（複写）により、上記受講証明書（複写）に代えることができる。

IV-2. 日本歯科麻酔学会認定医制度規則第8章第16条、特別規程に該当するものは、下記の書類を提出するものとする。

上記1. のうち、1)、2)、7)、8) および日本麻酔科学会麻酔科専門医認定証（医師のみ）。

*申請書類作成上の注意事項

*1. 認定申請書について

1) 申請書には正会員として本学会に入会した年月日の記入が必要であるので、入会年月日不詳

の場合は、事務局まで問い合わせる。

- 2) 認定医制度規則第4条4の「2年以上引き続いて」とは申請期日までに正会員として2年以上継続していることを意味する。

* 2. 履歴書について

- 1) 学歴・職歴・研修歴をひとつにまとめ、年順に記載すること。ここでの研修歴は研修証明書に対応している必要がある。また、研修証明書で証明されない期間のものも、履歴上の空白期間が生じないように記載すること。
- 2) 医科麻酔科研修を行っている場合は、当該研修の期間・施設名についても記載すること。

* 3. 研修証明書について

- 1-1) 認定医制度施行細則第2条における「適當と認めた施設」とは本学会の認定する歯科麻酔学指導施設、研修施設、準研修施設のことである。
- 1-2) 麻酔科認定病院はこの条件を満たすものとする。
- 2) 同第4条における指導者は、研修施設の長ではなく、直接麻酔の理論と技術の指導者を意味する。
- 3) 研修証明書には、研修を行ったそれぞれの施設における症例についての証明が必要である。
- 4) 複数の施設で研修を行った場合、その施設の数だけ、研修証明書が必要となる。
- 5) 研修証明書は、申請を希望する試験の実施年度に発行されたものが有効となる。
- 6) 研修証明書で証明される期間は、2年以上必要である。但し、複数の施設で研修を行っている場合、重複する期間があっても研修歴は加算されない。
- 7) 医科麻酔科研修の研修証明書には、当該施設での研修が、医科診療科が担当した手術の麻酔、もしくは歯科・口腔外科が担当した手術の麻酔に限ったものなど、指導者が研修内容について記載する必要がある。

* 4. 歯科麻酔認定医申請許可書について

- 1) 歯科麻酔認定医申請許可書には、本学会が認めた歯科麻酔学指導施設の所属長である歯科麻酔指導医の証明が必要である。
- 2) 証明書は、申請を希望する試験の実施年度に発行されたものが有効となる。
- 3) チェック項目には必ずチェックを入れる必要がある。但し、医科麻酔科研修に関するチェック項目については、医科麻酔科研修を行っていない場合は不要となる。なお、このチェック項目は、歯科麻酔学指導施設のみならず、認定医申請のために提出された全ての施設での研修が該当する。

* 5. 研修カリキュラム履修細目について

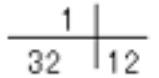
- 1) 認定医制度施行細則第7条2における「100例以上の歯科領域・・・」の中には歯科治療の全身麻酔が皆無であってはならない。
- 2) 全体としてかたよらない麻酔経験があること。
- 3) 「c. 医科診療科での麻酔（歯科領域の麻酔）」とは、耳鼻咽喉科、形成外科等の医科診療科で行われる歯科領域手術に関わる麻酔症例とする。

* 6. 症例数一覧表およびその麻醉記録について

申請症例は学会正会員として登録された以後の症例に限る。認定医制度施行細則第6条1における「全身麻酔症例200例」については同一症例を重複して申請することはできない。（各施設では申請症例のリストを保管すること。経験症例とは、導入から覚醒にいたるまで自己の責任において麻酔を行った症例のみに限る。同一時間内に重複する症例は認めない。）症例数一覧表には、全身麻酔症例、歯科および口腔外科の静脈内鎮静法を記入する。

- 1) 番号は、症例期日にしたがって、通し番号とする。
- 2) 歯科領域の症例については、必ず○を記入すること。
- 3) 年月日は、麻酔施行年月日とする。
- 4) 性別は、男女いずれかを記入する。
- 5) 2歳以上は年齢のみで可とする。
- 6) 手術名は、略さないで日本語で記入する。

(例えは)

	Ext→ 抜歯（歯式・本数不要）
	FMC、CRF、根治など→ 歯科治療（歯式・本数不要） r-POWZ→ 右上顎洞根治術

骨折→下顎骨骨折などのように部位も書く。

- 7) 挿管の有無、挿管方法は、経口、経鼻、気管切開、声門上器具、その他のいずれかを記入する。
- 8) 麻酔薬は、亜酸化窒素・セボフルラン、プロポフオール・ロクロニウム・レミフェンタニルなどと日本語で記入すること。英語表記ならびに英語での省略表記は認めない。
また、麻酔薬は一般名で記入するものとし、商品名での記入は認めない。
- 9) 麻酔時間は、○時間○分と記入する。
- 10) 研修施設名は、「施設区分」に歯科麻酔学指導施設、研修施設、準研修施設、麻酔科認定病院のいずれかを記入し（日本麻酔科学会の麻酔科認定病院であっても本学会の研修施設として認定されている場合は、研修施設として記入する）、「施設名」に○○大学○○学部病院歯科麻酔科／麻酔科、○○病院歯科麻酔科／麻酔科と記入し、「手術担当診療科名」に歯科口腔外科、障害者歯科（医科麻酔科研修の症例を提出する場合は、医科の診療科名）を記入する。（但し、本学会が認める研修施設であることが必要）
「指導者名」の欄は準研修施設での症例を申請する場合に、麻醉記録に記載のある指導者名を記入する。
- 11) 備考欄には、合併症、緊急手術など、出来る限り特記事項を記入する。
特に特記事項の無い症例については、「特記事項無し」と記入し、空欄が生じないようにする。
- 12) 症例数一覧表への記載については、学会ホームページよりダウンロードすること。
- 13) 準研修施設の症例を申請症例として提出する場合は、全身麻酔症例と静脈内鎮静法症例あわせて100症例までが認められる。

* 7. 歯科麻酔に関する業績目録について

- 1) 論文発表と学会発表とに分けて記載する。
- 2) 論文発表は、日本歯科麻酔学会雑誌、Anesthesia Progress、または Journal of Dental Anesthesia and Pain Medicine とその他の雑誌とに分けて記載する。なお、日本歯科麻酔学会雑誌、Anesthesia Progress、または Journal of Dental Anesthesia and Pain Medicine への掲載論文のうち、一編の別刷を添付すること。日本歯科麻酔学会雑誌、Anesthesia Progress、または Journal of Dental Anesthesia and Pain Medicine についてはアクセプトされ、掲載予定 (in press) の論文についても業績として認める。但し、in press の場合は、必ず掲載を証明する書類（掲載証明書もしくは、それと同等の文書）および当該論文データを印刷したものを添付する。また、投稿中の論文は認められない。
- 3) 共著の場合には、申請者を含むすべての共著者名を記載する。
- 4) 学会発表も、日本歯科麻酔学会学術集会での発表とその他の学会での発表とに分けて記載する。
- 5) Anesthesia Progress は、機関誌化した2015年1号(62巻1号)に掲載されたものから業績として有効となる。
- 6) Journal of Dental Anesthesia and Pain Medicine は、機関誌化した2025年8月3日以降に掲載予定 (in press) になったものから業績として有効となる。

* 8. 麻酔記録の提出

症例一覧表に記載した症例については、全ての症例の麻酔記録を電子データ (PDF 形式) で提出すること。但し、電子データは患者個人を識別できる情報を取り除いた「匿名加工情報」にすること。また、「歯科医師の医科麻酔科研修のガイドライン」により、麻酔の責任担当者は、研修指導者であり、麻酔記録上の筆頭者となることが定められているため、研修先施設の都合上、研修歯科医師が筆頭者となるような場合は、研修指導者による理由書もあわせて提出すること。

* 9. 認定医の更新期限の延長について

病気、介護、出産・育児等で取得単位が、資格更新基準を満たせない場合は、更新期限延長を申請できる。

その際、認定医更新延長申請願の他に診断書等その根拠となる書類の写しを提出する必要がある。

- 1) 海外留学：日本での所属施設長（歯科麻酔学指導施設所属の場合は歯科麻酔指導医）の証明書または留学先責任者の証明書。
- 2) 病気・介護：医師の診断書。
- 3) 出産・育児：出産証明書、診断書、母子健康手帳のいずれか1つ。
- 4) その他：認定医審査委員会が適当と認めた理由書。

V. 登録医申請・更新について

登録医申請書類一式

V-1. 登録医申請書類

V-1-1) 登録医申請書

V-1-2) 履歴書

V-1-3) 学会が開催する学術集会、研修会、または学会認定関連団体が主催する学術集会の参加証明書

V-1-4) 全身管理症例報告書

V-1-5) 救急蘇生講習会受講修了証（複写）

V-1-6) 歯科医師または医師免許証（複写）

*申請書類作成上の注意事項

* 1. 登録医申請書について

申請書には正会員として本学会に入会した年月日の記入が必要であるので、入会年月日不詳の場合は、事務局まで問い合わせる。

* 2. 学会が開催する学術集会、研修会、または学会認定関連団体が主催する学術集会の参加証明書について

- 1) 日本歯科麻酔学会総会・学術集会、リフレッシャーコース出席記録とバイタルサインセミナー、学会認定関連団体出席記録と救急蘇生講習会記録に分けて記載する。
- 2) 学会が開催する学術集会等の参加登録医制度規則第2章第4条の学会が開催する学術集会、研修会、または学会認定関連団体が主催する学術集会の参加は、正会員として本学会に入会した年月日以降に開催されたものに限る。但し、バイタルサインセミナーはこの限りではない。
- 3) 各業績については、参加を証明する書類または受講を証明する書類がなければ業績として認められない。
- 4) 救急蘇生講習会の受講証明について、米国心臓協会認定あるいは日本救急医学会認定のコース以外のものは、受講証明書の他に当日の受講内容・指導内容が分かる書類を提出する必要がある。

* 3. 全身管理症例報告書について

- 1) 症例提示のために、全身管理内容を記した全身管理症例記報告書を提出しなければならない。
なお、全身管理症例は申請時から遡って1年以内の症例に限る。
- 2) 全身管理症例報告書には、「高血圧、虚血性心疾患、先天性心疾患、心臓弁膜症、脳血管障害、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病などの内科的基礎疾患有する患者の歯科治療に際して、モニタリング、精神鎮静法などの全身管理を行った1症例について報告するものとする。

* 4. 救急蘇生法の講習会

登録医制度施行細則第4条にある各医療機関等とは、一般市民を対象に市町村等の消防署等が実施する実習参加型の講習会を含み、受講修了証が発行される講習会に限定される。その認否は登録医委員会の判断に基づくものとする。

実習参加型の講習会とは、心肺蘇生用のシミュレータを用いて、指導者の指導のもとに参加者が気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、電気的除細動などの実習を体験できる講習会をさす。救急蘇生の講習会の受講日もしくは指導日は、正会員として本学会に入会した年月日以降に開催された講習会とは限らない。

(令和9年実施 第13回登録医審査より)

登録医制度施行細則第4条にある救急蘇生の講習会は米国心臓協会、日本救急医学会が実施する一次救命救急処置研修会（BLSコース）とする。申請する年の5年前の1月1日から申請する年の12月31日までに受講しているものが有効となる。

* 5. 登録医審査の方法

- 1) 登録医制度規則第6条に基づき、書類審査に合格したものは、症例提示を課す。
- 2) 「症例提示」とは、提出された全身管理症例記録をもとに登録医審査委員が面接を行うことをいう。

* 更新申請書類作成上の注意事項

* 1. 更新時の業績について

- 1) 登録医制度施行細則第6条に関わる研修単位30単位のうち、日本歯科麻酔学会総会・学術集会への出席による単位取得が10単位以上、必要である。
- 2) 全身管理に関する講習会については、受講証明書類と受講内容の提出が可能なものにつき認められる。但し、その認否は登録医委員会の判断に基づくものとする。
- 3) Anesthesia Progressは、機関誌化した2015年1号(62巻1号)に掲載されたものから業績として有効となる。
- 4) Journal of Dental Anesthesia and Pain Medicineは、機関誌化した2025年8月3日以降に掲載予定(in press)になったものから業績として有効となる。

* 登録医の更新期限の延長について

病気、介護、出産・育児等で取得単位が、資格更新基準を満たせない場合は、更新期限延長を申請できる。

その際、登録医更新延長申請願の他に診断書等その根拠となる書類の写しを提出する必要がある。

- 1) 海外留学：日本での所属施設長の証明書または留学先責任者の証明書。
- 2) 病気・介護：医師の診断書。
- 3) 出産・育児：出産証明書、診断書、母子健康手帳のいずれか1つ。
- 4) その他：登録医委員会が適当と認めた理由書。

VI. 認定歯科衛生士申請・更新について

認定歯科衛生士申請書類一式

VI-1. 認定歯科衛生士申請書類

VI-1-1) 認定歯科衛生士申請書

VI-1-2) 履歴書

VI-1-3) 研修証明書

VI-1-4) 認定歯科衛生士申請許可書

VI-1-5) 学会が開催する学術集会、研修会、または学会認定関連団体が開催する学術集会の参加
証明書

VI-1-6) 救急蘇生講習会受講修了証 (複写)

VI-1-7) 症例一覧表

VI-1-8) 症例報告書

VI-1-9) 歯科衛生士免許証 (複写)

* 申請書類作成上の注意事項

* 1. 認定歯科衛生士申請書について

- 1) 申請書には正会員として本学会に入会した年月日の記入が必要であるので、入会年月日不詳の場合は、事務局まで問い合わせせる。

* 2. 履歴書について

- 1) 学歴・職歴・研修歴をひとつにまとめ、年順に記載すること。ここでの研修歴は研修証明書に対応している必要がある。

* 3. 研修証明書について

- 1) イ. 認定歯科衛生士制度施行細則第2条における「研修を受ける施設」とは学会認定医が勤務（非常勤を含む）している歯科診療施設である。（病院、センター、介護施設、歯科診療所等を含む）
ロ. 日本麻酔科学会の認定した麻酔科認定病院はこの条件を満たすものとする。（但し、その旨を明示する書類を添付すること。）
- 2) 研修証明書には、直接指導を受けた学会認定医または日本麻酔科学会の認定する麻酔科認定病院の代表専門医の証明が必要である。
- 3) 複数の施設で研修を行った場合は、その施設の数だけ、研修証明書が必要になる。
- 4) 研修証明書は、申請書類の提出締切日から6か月以内に発行されたものが有効になる。
- 5) 研修証明書で証明される研修期間に制限は設けないが、正会員として本学会に入会した年月日以降に限る。複数の施設で研修を行っている場合、重複する期間があっても研修歴は加算されない。
- 6) 研修指導者（学会認定医）が非常勤等で指導を行っている場合は、その勤務形態（勤務日数）および指導体制を記載する必要がある。その他説明を要する場合は特記事項に記載する。

* 4. 認定歯科衛生士申請許可書について

- 1) 認定歯科衛生士申請許可書には、学会認定医の証明が必要である。
- 2) 申請許可書は、申請書類の提出締切日から6か月以内に発行されたものが有効になる。

* 5. 学会が開催する学術集会、研修会、または学会認定関連団体が開催する学術集会の参加証明書について

- 1) 日本歯科麻酔学会総会・学術集会、リフレッシャーコース出席記録とバイタルサインセミナ

- 一、学会認定関連団体出席記録と救急蘇生講習会記録に分けて記載する。
- 2) 認定歯科衛生士制度規則第2章第4条の学会が開催する学術集会、研修会、または学会認定関連団体が主催する学術集会の参加は、正会員として本学会に入会した年月日以降に開催されたものに限る。但し、バイタルサインセミナーはこの限りではない。
- 3) 各業績については、参加を証明する書類または受講を証明する書類がなければ業績として認められない。

* 6. 救急蘇生法の講習会

- 1) 救急蘇生講習会の受講証明について、米国心臓協会認定あるいは日本救急医学会認定のコース以外のものは、受講修了証の他に当日の受講内容・指導内容が分かる書類を提出する必要がある。
- 2) 認定歯科衛生士制度施行細則第6条にある各医療機関等とは、一般市民を対象に市町村等の消防署等が実施する実習参加型の講習会を含み、受講修了証が発行される講習会に限定される。その認否は認定歯科衛生士委員会の判断に基づくものとする。
- 3) 実習参加型の講習会とは、心肺蘇生用のシミュレータを用いて、指導者の指導のもとに参加者が気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、電気的除細動などの実習を体験できる講習会をさす。
- 4) 救急蘇生の講習会の受講日もしくは指導日は、正会員として本学会に入会した年月日以降に開催された講習会とは限らない。

(令和9年実施 第11回認定歯科衛生士試験より)

認定歯科衛生士制度施行細則第6条にある救急蘇生の講習会は米国心臓協会、日本救急医学会が実施する一次救命救急処置研修会（BLS コース）とする。申請する年の5年前の1月1日から申請する年の12月31日までに受講しているものが有効となる。

* 7. 症例一覧表について

- 1) 症例一覧表に記載する症例は、申請時から遡って1年以内の症例に限り、必要症例数は20例以上とする。
- 2) 同一症例を重複して申請することはできない。同一時間内に重複する症例も認めない。
- 3) 症例は細則第4条の研修カリキュラムに基づいて経験した症例とする。
- 4) 症例は、全身疾患患者に限らず、健常者でも長時間の口腔外科処置、インプラント手術などでモニタリングを行った症例も申請できる。
- 5) 症例番号は、歯科診療実施年月日にしたがって、通し番号とする。
- 6) 性別は、いずれかを○で囲む。
- 7) 2歳以上は年齢のみで可とする。
- 8) 歯科処置名は略さないで日本語で記入する（歯式は不要）。処置歯数も記入する。例えば、Ext→抜歯3本、CRF、根治→保存治療5本など。
- 9) 管理方法は、1. 全身麻酔、2. 鎮静法、3. モニタリング、4. その他の中から研修した項目の番号を記載する。他の場合は具体的な管理方法を記載する必要がある。複数の項目を記載してもよい。
- 10) 歯科治療時間は、○時間○分と記入する。
- 11) 研修施設名は、○○歯科医院、○○センター歯科診療室、○○病院歯科口腔外科などと記入

- する。（但し、学会認定医が勤務（非常勤を含む）している歯科診療施設または日本麻酔科学会の認定する麻酔科認定病院であることが必要）
- 12) 研修指導者名は、当該症例に関して直接歯科麻酔の理論と技術を指導した指導者（認定医または公益社団法人日本麻酔科学会の認定する麻酔科認定病院の代表専門医）とする。
 - 13) 静脈内鎮静法症例については、学会認定医の指導を受ける必要がある。
 - 14) 備考欄は、合併基礎疾患、全身的偶発症など、特記すべき事項があれば記入する。
 - 15) 症例一覧表は、学会ホームページよりダウンロードすること。

* 8. 症例報告書について

- 1) 症例一覧表に記載された症例の中から口頭試問時に説明できる症例を3例選び、症例報告書を作成しなければならない。
- 2) 症例報告書は、学会ホームページよりダウンロードすること。

*研修カリキュラム履修項目の内容

- 1) 研修の内容は、患者の全身状態の評価と管理の補助、歯科診療時のバイタルサインの評価、モニタリングの方法、救急蘇生法を含むものとする。
- 2) 患者の全身状態の評価と管理の補助とは、問診票の内容を理解でき、基礎疾患に関する基本的な知識を有すること、全身的偶発症に関する基本的な知識があり、歯科医師が行う救急処置の補助などができることがある。
- 3) 歯科診療時のバイタルサインの評価とは、血圧、脈拍、呼吸、体温、意識などのバイタルサインに関する基本的な知識を有し、歯科診療中の変化と異常の有無を把握して、歯科医師に報告できることである。
- 4) モニタリングの方法とは、自動血圧計のマンシェット、パルスオキシメータのプローブなどを正しく装着することができ、血圧、脈拍数、SpO₂などを正確に測定することができるこである。
- 5) 救急蘇生法とは、救急蘇生講習会を受講していることである。

*認定歯科衛生士試験の方法

- 1) 認定歯科衛生士制度規則第6条に基づき、書類審査に合格したものに対しては筆記試験および口頭試問を課す。
- 2) 口頭試問では、提出された症例報告書をもとに認定歯科衛生士審査委員が試問を行う。
- 3) 参考書として、全国歯科衛生士教育協議会監修：最新歯科衛生士教本 顎・口腔粘膜疾患 口腔外科・歯科麻酔、医歯薬出版などがある。

*更新申請書類作成上の注意事項

更新時の業績について

- 1) 認定歯科衛生士制度施行細則第9条に関わる研修単位20単位のうち、日本歯科麻酔学会総会・学術集会への出席による単位取得が10単位以上必要である。
- 2) 全身管理に関する講習会については、受講証明書類と受講内容の提出が可能なものにつき認められる。但し、その認否は認定歯科衛生士委員会の判断に基づくものとする。学術集会に

おける教育講座は全身管理に関する講習会で審査委員会が認めたものに含まれる。

***認定歯科衛生士の更新期限の延長について**

病気、介護、出産・育児等で取得単位が、資格更新基準を満たせない場合は、更新期限延長を申請できる。その際、認定歯科衛生士更新延長申請願の他に診断書等その根拠となる書類の写しを提出する必要がある。

- 1) 海外留学：日本での所属施設長（認定医が所属する施設の場合は認定医）の証明書または留学先責任者の証明書。
- 2) 病気・介護：医師の診断書。
- 3) 出産・育児：出産証明書、診断書、母子健康手帳のいずれか1つ。
- 4) その他：認定歯科衛生士委員会が適当と認めた理由書。

***認定歯科衛生士の公表**

認定歯科衛生士を認定された者のうち、ホームページへの氏名・都道府県の掲載を希望する者は都道府県別に氏名を掲載することができる。